協定書

三重大学教育学部(以下「甲」という。)と四日市市教育委員会(以下「乙」という。) とは、相互の連携協力について、次のとおり協定する。

(目的)

- 第1条 甲と乙は、相互に連携協力し、教員養成の充実及び教職員等の資質の向上を 図るとともに、教育上の諸課題等に適切に対応することにより、大学における教育・ 研究及び四日市市の教育の充実、発展を目指すものとする。 (内容)
- 第2条 甲と乙が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。
 - (1) 教員の養成に関すること
 - (2) 教職員等の研修に関すること
 - (3) 学校教育活動への支援に関すること
 - (4) 天津師範大学からの三重大学留学生との交流促進に関すること
 - (5) その他双方が必要と認めること (方法)
- 第3条 甲と乙が連携協力するに当たっては、教職員の派遣及び受け入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、お互いに便宜を供するものとする。

(経費)

第4条 甲と乙が連携協力するための経費は、個別事業毎に協議の上、定めるものと する。

(有効期間)

- 第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成20年 3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の30日前までに、甲と乙のいずれからも申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。(補足)
- 第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲と乙が 協議して別に定めるものとする。
- 2 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、甲と乙は協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年11月22日

甲 津市栗真町屋町1577番地 三重大学教育学部 学部長 乙 四日市市諏訪町1番5号 四日市市教育委員会 教育長



川北欣我養

変更協定書

三重大学教育学部(以下「甲」という。)と四日市市教育委員会(以下「乙」という。)は、平成 18年11月 22日付で締結した協定(以下、「原協定」という。)の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第2条第4号を削除し、第5号を第4号とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を 原協定書とともに保有する。

令和 2 年 2月28日

甲 津市栗真町屋町1577番地 三重大学教育学部 学部長

乙 四日市市諏訪町1番5号 四日市市教育委員会 教育長

鶴原清麗萄面文梅馨